

木炭の規格

平成15年3月

1 適用の範囲

この規格は、木炭に適用する。

2 定義

この規格は次の各号のとおりとする。

- 1 木炭とは木材を炭化して得られたものをいい、種類及び定義は次による。

種類	定義
黒炭	窓内消火法により炭化したもの。
白炭	窓外消火法により炭化したもの。
備長炭	白炭のうちウバメガシ（カシ類を含む）を炭化したもの。
オガ炭（黒）	鋸屑・樹皮を原料としたオガライトを炭化したもの。
オガ炭（白）	鋸屑・樹皮を原料としたオガライトを炭化したもの。
その他の木炭	黒炭・白炭・備長炭・オガ炭（白・黒）以外の木炭。

注（1）炭化とは、着火後木材が熱分解を始めてから精煉を経て消火までの間をいう。

2 原料による定義は次による。

	定義
原料	木材をいう。 ただし、薬剤、防腐剤、防蟻剤、接着剤、塗料などを使用していないもの。

3 木炭の形状による区分及び定義は次による。

区分	定義
塊炭（丸）	丸もの（割らない原木）を炭化したもの
塊炭（割）	割った原木を炭化したもの
塊炭（その他）	粒径が30mm以上のもの
粒炭	粒径が5mm以上から30mm未満のもの
粉炭	粒径が5mm未満のもの

3 品質

木炭の品質は次による

区分	品質
黒炭	固定炭素は75%以上、精煉度が2~8度の木炭
白炭	固定炭素は85%以上、精煉度が0~3度の木炭
備長炭	固定炭素は90%以上、精煉度が0~2度の木炭
オガ炭（黒）	固定炭素は70%以上、精煉度が2~8度の木炭
オガ炭（白）	固定炭素は85%以上、精煉度が0~3度の木炭
その他の木炭	固定炭素は55%以上、精煉度が4~9度の木炭

注（1）精煉度とは炭化の度合いを示すもので木炭表面の電気抵抗を測り、0~9度の10段階で表示したもので、木炭精煉計により測定する。

注（2）精煉度と炭化温度の関係は、以下の通り。

- ア. 精煉度が0~1度は炭化温度900°C以上。
- イ. 精煉度が1~2度は800°C以上900°C未満。
- ウ. 精煉度が2~5度は700°C以上800°C未満。
- エ. 精煉度が5~7度は600°C以上700°C未満。
- オ. 精煉度が7~8度は500°C以上600°C未満。
- カ. 精煉度が8~9度は400°C以上500°C未満。

なお、炭化温度とは窓内（土窓及びそれに類するもの）の天井最上部から10cm下がった所の温度である。

4 包装

木炭の包装は堅固で内容物のもれないものとする。

5 表示

この規格に適合した木炭については、次の表示をするものとする。

- 1 種類
- 2 樹種名等
- 3 形状
- 4 正味量目「キログラム（kg）単位で記載し、粉炭についてはリットル（l）単位の記載も可とする」
- 5 木炭生産地
- 6 製造者の住所又は電話番号・氏名（団体名・会社名）